

令和3年5月より「行動障害支援体制加算」対象事業所となります。

「行動障害支援体制加算」対象事業所として、相談支援センターことのは、令和2年度に実施された「行動援護従事者養成研修」を修了した専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を配置しています。

引き続き、障害特性の理解や支援技術向上に努めてまいります。